平成２６年（フ）第１７３号
奈良市疋田町４丁目126番地の２
債務者　西村かをり
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７４号
鳥取県日野郡日野町小河内72番地１
債務者　小林　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１４６号
愛媛県松山市南久米町265番地１　第７ゴトービル211号
債務者　兵頭シズヱ
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６６号
愛媛県松山市来住町1191番地４　第一コーポ富士見106号
債務者　宮本　修一
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６９号
愛媛県松山市山西町679番地
債務者　大政タケヨ
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営121号、前住所広島市安佐北区真亀４丁目３番57―502号
債務者　日浦　　勇
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５号
愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営121号、前住所広島市安佐北区真亀４丁目３番57―502号
債務者　日浦美笑子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１６２号
佐賀県小城市三日月町道辺217番地43
債務者　山口　真弓
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
熊本市中央区上水前寺１丁目７番22号
債務者　栗原めぐみ
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
宮崎県都城市高木町4750番地１
債務者　外杦保和茂
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１６７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭365番地１
債務者　森田　由美（旧姓國吉）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６８号
茨城県稲敷市月出里1225番地３
債務者　岩崎精司郎
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
茨城県稲敷市月出里1225番地３
債務者　岩崎　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
茨城県牛久市柏田町3253番地35　401
債務者　オノ　ダニエル　ショウイチ（通称小野ダニエル）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
茨城県牛久市柏田町3253番地35　401
債務者　オノ　デニーゼ　ダ　コスタ（通称小野デニゼ）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
富山県中新川郡立山町前沢1181番地　青葉の里
債務者　井口　米子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
長野県大町市大町5835番地23
債務者　髙橋　　盛
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
長野地方裁判所松本支部